

～学校施設利用団体の皆さまへ～

令和5年2月時点

令和5年度から団体登録制度が変わります。

- ◆ 令和5年度の団体登録は、令和5年5月1日から受付開始いたします。
- ◆ 現在、登録されている団体は、有効期限を令和5年6月30日まで延長します。それまで現在の団体登録番号で施設を使用できます。
- ◆ 現在、登録されていない団体は、随時新規登録できます。その場合、有効期限は令和5年6月30日までとなります。
- ◆ 令和5年7月1日以降に施設を使用する場合は、新しい団体登録番号が必要です。登録の審査には、2週間程度かかります。
- ◆ 詳細は、令和5年4月以降に市HPと窓口にてお知らせいたします。

【令和5年度団体登録の有効期限について】

- ・ 学生が過半数の団体 → 最大1年間
- ・ その他の団体 → 最大2年間

	登録した年度												登録した翌年度												登録した翌々年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月									
学生が過半数の団体		★		●	—————													★		●	—————														●		
その他の団体		★		●	—————																																●

(★→登録受付開始)

西東京市社会教育課社会教育係 電話 042-420-2831 (直通)